

常任委員会で行っている 所管事務調査の方法が 変わります

これまで各常任委員会の所管事務調査は、調査を行いたい委員が個人的に質疑や質問などを行っていました。平成25年から27年3月まで設置されていた議会改革特別委員会による、議会改革についての審議の中で、この「所管事務調査」について議論され、常任委員会の調査権は、委員個人ではなく委員会に備わっているものとする会議規則に沿うべきとして、27年6月定例会から委員会としての「所管事務調査」を進めることになりました。

3つの常任委員会がそれぞれのテーマに沿って調査を行います。みなさまの声を直接お伺いすることがあるかもしれません。その際は、ご協力をお願いします。本会議の内容は、インターネットでライブ中継・録画配信を行っています。また、この「京田辺市議会だより」でも本会議・委員会で審議された内容をお伝えします。「京田辺市議会だより」は、毎定例会後に年4回(5月1日、8月1日、11月1日、2月1日)発行していますので、ぜひご覧ください。

まちに出よう・声を聞こう

委員会で市に質疑するだけでなく、関係する場所に出向き、現場を見て、声を聞いて、先進事例を調査する。



テーマを決めて調査しよう

委員全員で協議してテーマを設定し、同じ目的をもった調査を行う。

議論を深めよう

委員全員で調査の内容、結果について議論し、結果をまとめて報告する。



各常任委員会が設定した調査事項は次のとおりです。

総務常任委員会

- ・地域の防災力の強化と確立
- ・大学との連携(市民参画含む)
- ・地方創生を生かしたコンパクトシティ構想

文教福祉常任委員会

- ・特色ある学校づくり
- ・文化振興(文化振興計画含む)
- ・中学校給食

建設経済常任委員会

- ・交通(公共交通・歩行者の安全など)
- ・ごみ(焼却場広域化含む)
- ・観光振興(ツアー・オブ・ジャパンなど)

請願の提出方法 《みなさんの声を直接議会に》

請願とは、市民が行う政策提案です。

あなたが市政に対して「こうあるべき」・「こうした方がいい」など、感じていることがあれば提出してみてください。請願を議会へ提出するためには、市議会議員の紹介が必要です。あなたの提出したい内容について、市議会議員に相談し、議員が1名でも紹介議員となることで、請願を議長が受理し、その後開催される定例会において、所管する常任委員会での審査が行われます。その際、常任委員会の承諾があれば、提出者であるあなたも参考人として常任委員会に出席し、その思いを述べていただくこともできます。常任委員会での審査結果は、本会議で委員長から報告され、全議員によって請願の採決が行われます。賛成議員が過半数以上であれば「採択」となり、あなたの思いは、「市議会の意思」つまり「市民の意思」として判断されたこととなります。

【提出に当たっての注意事項】

○請願の趣旨、理由については、できるだけ簡潔に書いてください。また、場所などの表示が必要なものは、図面等を添付していただくとうわかりやすくなります。

○2名以上で請願を提出する場合は、住所・氏名を書いた署名簿を添付してください。なお、署名者がその請願の趣旨に賛同していることがわかるよう、署名簿には、請願の件名・趣旨・理由を記載してください。

【提出先】京田辺市役所庁舎5階の議会事務局へ直接持参してください。

【受付時間】平日の午前8時30分から午後5時15分まで ※問い合わせは、議会事務局(TEL:64-1380)

(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

京田辺市議会議長 松村 博司 様

〇〇〇に関する請願

- 1. 趣旨
- 2. 理由

紹介議員 〇〇 〇〇 ㊞

請願者

住所 京田辺市〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇 ㊞ 他 名

